

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について
(転出・転入手続きのワンストップ化に係るシステム改修事業)

1 事業名

転出・転入手続きのワンストップ化に係るシステム改修事業

2 繰越明許の理由

引越しに伴う行政手続きの負担軽減等を目的とした「転出・転入に関する手続きのワンストップ化」に係るシステム改修経費が、国の令和3年度最終補正予算に計上され、各自治体において、全額国庫補助金の交付を受けることとなった。

令和4年度中の実施に向け、速やかにシステム改修事業に着手する必要があることから令和3年度第10号補正予算に計上したが、上記のシステム改修を年度末の補正予算措置後の短時間で実施することは困難であり、国においても当初より補助事業の執行及び予算の繰越しを前提としているため、本件予算についても繰越しを行った。

3 翌年度繰越額

翌年度繰越額 8,250,000円

4 繰越明許費の内訳

委託費

5 繰越財源

未収入特定財源(補助金)

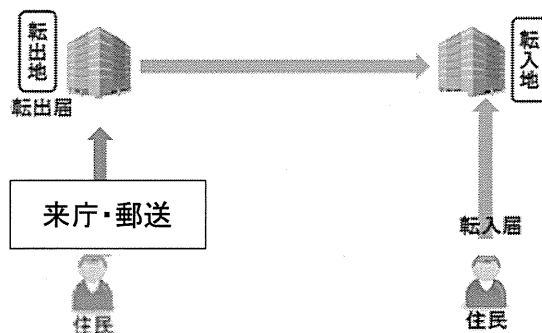
6 繰越明許費の支出完了予定

令和5年1月末

7 事業概要

事業名	転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修事業
目的	住民の来庁負担の軽減(窓口で届け出書類を作成する手間の軽減、手続きに要する時間の短縮)及び行政手続きのオンライン化
対象者	マイナンバーカードを所持している、転出の手続きをする区民及び転入(転居)予定者
事業内容	【住民】 マイナンバーカードの活用により、来庁せず、マイナポータルからオンラインで転出届を行うことが可能となる。同時に転入予定地にも来庁予定の連絡が送信されるが、転入届は来庁して行う必要がある。 【転出地市町村】 住民がマイナポータルから送信した転出届情報を住民記録システムへ取り込み、情報を突合したうえで転出処理を行う。これにより、転入予定地へ転出証明書情報が既存の住民基本台帳ネットワークシステムを通してあらかじめ送信される。 【転入予定市町村】 住民がマイナポータルから送信した転入予定情報が確認できるとともに、住民基本台帳ネットワークシステムであらかじめ通知された転出証明書情報により、転入届に必要な情報の一部を印字することができる。
スケジュール	全国的に令和5年2月頃サービス開始予定

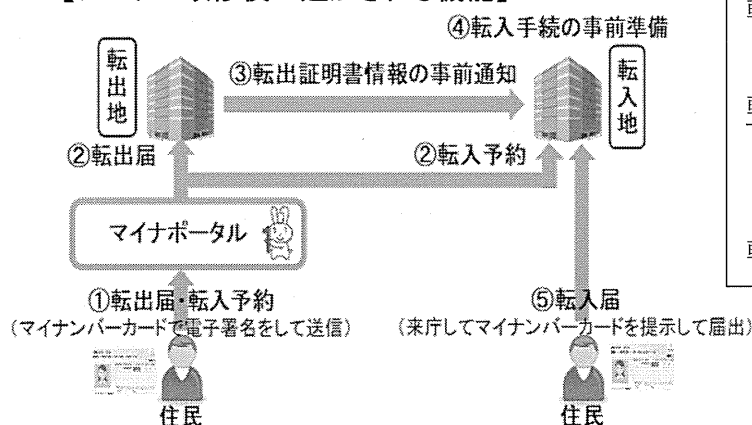
【現在】



転出届：来庁又は郵送による届出
転入届：来庁による届出

↓
マイナポータルで転出届が可能となる（同時に転入予定地へ転入予定日が送信される。）
→来庁せず、マイナンバーカードで電子署名をして送信が可能。

【システム改修後に追加される機能】



転出届：来庁又は郵送による届出

マイナポータルで届出【追加】

転入予約：マイナポータルで転出届と同時に転入予定地へ来庁予約

【追加】

転入届：来庁による届出